

苫小牧市子どもを虐待から守る条例（素案）の概要について

～～ 条例制定の背景と必要性 ～～

全国的に増加の一途にある児童虐待の対策は、本市においても喫緊の課題となっています。

本市では、児童虐待への対策として関係機関との連携を強めているほか、北海道との交流人事や研修による専門性の強化、子ども家庭総合支援拠点（※1）の設置など体制の強化に取り組んできました。

さらに、令和2年度は市内双葉町に児童相談複合施設の整備を進めており、同施設は、室蘭児童相談所苫小牧分室と市の児童相談を担当する子ども家庭総合支援拠点とが複合するもので、令和3年1月の供用開始を予定しています。

この施設の開設に合わせ、社会全体で子どもを守るという本市全体の意識醸成と子育て支援の施策推進をより一層図るため、苫小牧市子どもを虐待から守る条例を制定します。

条例では市、市民、保護者、関係機関等の責務を明らかにするとともに児童虐待防止法の趣旨を地域の実情に合わせ浸透させることなどにより、虐待のないまちづくりを目指します。

（※1）子ども家庭総合支援拠点とは、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを担うもので、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定にされています。

条例制定の目的について

子どもを虐待から守ることに関し基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、本市の虐待防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもを虐待から守るための施策を総合的に推進し、子どもの権利利益の擁護、心身の健やかな成長が守られる社会を実現することを目的とする。

条例の基本理念について

（1）虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに将来にわたって子どもに苦痛を与える著しい人権侵害であって、ひいては子どもを死に至らしめるおそれがあり、何人もこれを行ってはならないこと。

- (2) 子どもを虐待から守るにあたり、虐待の予防及び早期発見並びに早期対応に努め、子どもの安全の確保を最優先とし、子どもの最善の利益を考慮しなければならないこと。
- (3) 虐待のないまちづくりの推進により、子どもの安全及び心身の健やかな成長が守られる社会の実現を図らなければならないこと。

市の責務について

- (1) 基本理念にのっとり、全ての子ども生命、身体、安全その他権利利益を擁護するために、虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な支援等を行うこと。
- (2) 子ども家庭総合支援拠点に子どもを虐待から守ることに関する専門的な知識及び技術を有する職員を配置し、当該知識及び技術の修得に関する研修を実施する等必要な体制の整備に努めること。
- (3) 子どもの人権、虐待に係る通告の義務について広報その他の必要な啓発活動に努めること。

保護者の責務について

- (1) 基本理念にのっとり、虐待を決して行ってはならないこと。
- (2) 子どものしつけに際して体罰その他子どもの利益に反して身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならず、子どもの心身の健やかな成長を図ること。
- (3) 市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認及び確保に協力しなければならないこと。

市民等（※2）の責務について

- (1) 基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるよう努めること。
- (2) 子どもを虐待から守るために市が実施する施策に積極的に協力するよう努めること。
- (3) 地域における子育て支援が子どもを虐待から守ることに重要な役割を果たすことを認識し、子ども及び子育て家庭を見守ることを通じて、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めること。

（※2）市民等とは、本条例においては、市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体並びに市内の事務所又は事業所に勤務する者をさします。

関係機関等（※3）の責務について

- （1） 基本理念にのっとり、市が実施する子どもを虐待から守るための施策に協力するとともに、相互に連携を図るよう努めること。
- （2） 職員に対し子どもを虐待から守ることに関する専門的な知識及び技術の修得に関する研修を実施する等虐待の予防及び早期発見に必要な体制の整備に努めること。
- （3） 地域において子ども及び子育て家庭が見守られる環境の整備に努めること。

（※3）関係機関等とは、本条例においては、学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、民生委員、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をさします。

虐待の予防及び早期発見について

- （1） 市は、虐待を予防するため、市民等及び関係機関等と連携し、子育て支援に関する施策の充実を図るとともに、必要な体制の整備に努めること。
- （2） 市は、関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談の実施について、専門的な知識又は技術の提供その他の虐待の予防に必要な支援を行うこと。
- （3） 市は、虐待を受けるおそれがあると認められる子どもについては、関係機関等と緊密な連携を図り、子ども家庭総合支援拠点等において虐待の予防に必要な支援等を行うこと。
- （4） 市は、虐待の早期発見のため、関係機関等と連携し、相談又は通告を容易に行うことができる環境の整備に努めること。

通告に係る対応等について

- （1） 市民等及び関係機関等は、通告の義務及び責任を有することを自覚し、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに市、児童相談所等に通告すること。
- （2） 市は、通告を受けたときは、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、当該子どもとの面会等、子どもの安全の確認を行うための措置を講じること。
- （3） 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講じること。
- （4） 市は、通告に係る子どもが虐待を受けているおそれがないと認めたとときであっても、当該通告により当該子ども又はその保護者が心理的外傷等を受けたときは、必要な支援を行うこと。

虐待を行った保護者への指導及び支援について

- (1) 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の構築及び虐待の再発の防止に関し、必要な指導又は支援を行うこと。
- (2) 保護者は、前項の指導又は支援を受けた場合は、必要な改善等を行うこと。

子どもの家庭への復帰及び自立に係る支援について

市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待のため里親への委託、児童養護施設への入所等の措置がとられた子どもに対し、家庭への復帰及び自立に関し、必要な支援を行うこと。

子どもへの虐待に関する知識の普及について

- (1) 市は、子どもに対し、虐待に関する知識の普及及び虐待を受けるおそれがあるとき又は虐待を受けたときに相談すべき機関等の周知を行うこと。
- (2) 前項の知識の普及及び機関等の周知に当たっては、必要に応じ、関係機関等と連携を図ること。

児童虐待防止推進月間について

- (1) 市民等の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設けること。
- (2) 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とすること。
- (3) 市は、児童虐待防止推進月間には、関係機関等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施すること。

通告の状況等の公表について

毎年度、市における通告等の状況及び子どもを虐待から守ることに関する施策の実施状況を公表すること。

施行期日

令和3年1月1日